

## 廃棄物の自ら処理の実例

- 例1) 砂利プラントで、洗浄汚泥を脱水処理する
- 例2) 食品製造工場で動植物性残さを堆肥化する
- 例3) 建設会社が自社の破砕機でがれき類を破砕する
- 例4) 飲食店で、廃食用油を精製してBDF燃料にする
- 例5) 木製品製造工場で、木くずをボイラー燃料にする

- ・自ら処理プラントを有していることが最低条件
- ・スケールメリットの問題がある
- ・自ら処理で廃棄物処理を完結させることは難しい

## 廃棄物処理法の許可

### 営業許可

廃棄物の処理を業として行おうとする者は、知事（産業廃棄物）または市町村長（一般廃棄物）から営業許可を得なければならない。

- ①産業廃棄物収集運搬・処分業 ②特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業
- ③一般廃棄物収集運搬・処分業 ④特別管理一般廃棄物収集運搬・処分業

### 施設許可

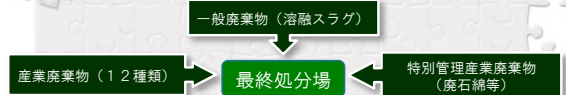
法に定める種類・規模の施設で廃棄物の処分を行おうとする者は、知事から設置許可を得なければならない。

- ①産業廃棄物処理施設設置許可（政令により21種類の施設を規定）
- ②一般廃棄物処理施設設置許可（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）

## 産業廃棄物処理施設

番号	施設の種別	規模要件
1	汚泥の脱水施設	処理能力が 10m <sup>3</sup> /日 を超えるもの
2 (1)	汚泥の乾燥施設	処理能力が 10m <sup>3</sup> /日 を超えるもの
2 (2)	汚泥の天日乾燥施設	処理能力が 100m <sup>3</sup> /日 を超えるもの
3	汚泥の焼却施設 (PCB処理物を除く)	処理能力 5m <sup>3</sup> /日 を超えるもの または 処理能力 200kg/時間 以上 または 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上
4	原油の油水分離施設	処理能力が 10m <sup>3</sup> /日 を超えるもの
5	廃油の焼却施設 (廃PCB等を除く)	処理能力 1m <sup>3</sup> /日 を超えるもの または 処理能力 200kg/時間 以上 または 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上
6	酸・原アルカリの中和施設	処理能力が 50m <sup>3</sup> /日 を超えるもの
7	プラスチック類の破砕施設	処理能力が 5トン/日 を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設 (PCB汚染物、PCB処理物を除く)	処理能力 100kg/日 以上 または 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上
8-2	木くずまたはがれき類の破砕施設	処理能力が 5トン/日 を超えるもの
9	有害汚泥のコンクリート固化施設	-
10	水銀汚泥のばい焼施設	-
11	シアン化合物の分解施設	-
11-2	廃石綿又は石棉含有産業廃棄物の溶融施設	-
12	産PCB等、PCB汚染物、PCB処理物の焼却施設	-
12-2	産PCBまたはPCB処理物の分解施設	-
13	PCB汚染物またはPCB処理物の洗浄施設、または 分離施設	-
13-2	産業廃棄物焼却施設（3、5、8、12を除く）	処理能力 200kg/時間 以上 または 火格子面積 2m <sup>2</sup> 以上
14-4	産業廃棄物最終処分場（埋却型）	-
14-6	産業廃棄物最終処分場（空缶型）	-
14-8	産業廃棄物最終処分場（管理型）	-

## 山梨県環境整備センターの立脚点



- ※ 平成15年1月、施設の設置許可を取得（18年10月に変更許可を取得）
- ※ 平成21年5月に営業許可を取得

### 環境整備事業団が有する許可

- ①産業廃棄物処理施設の設置許可
- ②一般廃棄物処理施設の設置許可
- ③産業廃棄物処分業の営業許可
- ④特別管理産業廃棄物処分業の営業許可
- ⑤一般廃棄物処分業の営業許可（北杜市）

## 管理型最終処分場の施設基準等

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

- ※ 埋立廃棄物が流出しないような擁壁・堰堤等を設けること
- ※ 埋立地からの浸出水による公共用水域・地下水の汚染を防止するため、次の遮水工のいずれかが設けられていること
  - ① 厚さ50cm以上の粘土（透水係数1.0nm） + 遮水シート
  - ② 厚さ50cm以上のアスファルトコンクリート（透水係数1nm） + 遮水シート
  - ③ 不織布の上に2重の遮水シート（シート間に不織布）
- ※ 遮水工の表面には日射による劣化を防止する措置を講じること
- ※ 地下水を有効に集めて排出する集排水設備を設けること
- ※ 浸出水を有効に集めて（処理施設へ）排出する集排水設備を設けること
- ※ 埋立地からの浸出水の水量を調整できる調整槽を設けること
- ※ 浸出水を排水基準値まで浄化できる処理施設を設けること
- ※ 埋立地からの浸出水による周辺への影響が把握できる2カ所以上の井戸または地下水集排水設備の水質検査を行なうこと
- ※ 浸出水処理施設は、排水基準値に適合するように維持管理すること
- ※ 通気装置を設けて、埋立地内のガスを排除すること
- ※ 埋め立てた廃棄物の種類・量、アスベスト廃棄物の埋立位置、施設の点検結果について記録を保管すること

## 施設基準と環境整備センター（1）

- ※ 埋立廃棄物が流出しないような擁壁・堰堤等の設置
- ※ 地下水を有効に集めて排出する集排水設備の設置



貯留構造物



地下集排水管



集水マット

## 施設基準と環境整備センター（2）

- ※ 埋立地からの浸出水による汚染を防ぐための遮水工の設置



## 施設基準と環境整備センター（3）

- ※ 浸出水を有効に集めて（処理施設へ）排出する集排水設備の設置
- ※ 埋立地からの浸出水の水量を調整できる調整槽の設置



## 施設基準と環境整備センター（４）

- ✦ 埋立地からの浸出水による周辺への影響が把握できる井戸の設置
- ✦ 浸出水を排水基準値まで浄化できる処理施設の設置



## 施設基準と環境整備センター（５）

- ✦ 通期装置を設けて、埋立地内のガスを排除する通期装置の設置



## ～施設の維持管理～

平成21年5月20日の施設オープン後、山梨県環境整備センターでは、法令の基準を遵守し、安全な施設運営に努めています



おわり

資料作成：山梨県環境整備事業団・業務管理課